

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県人事委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 6 月 17 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	土 井 りゅうすけ
同	赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 27 年 11 月 27 日（神奈川県公報号外第 80 号）神奈川県監査委員公表第 23 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち人事委員会分 1 箇所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
人事委員会事務局総務課	平成27年 9 月 18 日（平成 27 年 8 月 17 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、乗用自動車借上げ契約ほか 1 件（支払合計額289,580円）の締結に当たり、平成26年 4 月 9 日に締結した契約において、同月 3 日に遡及して契約の効力が生じることとしていた。また、同年 4 月 7 日に締結した契約において、同月 2 日に遡及して契約の効力が生じることとしていた。	不適切事項については、契約に係る関係規定及び会計局長通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の適用について複数職員で検討し、関係所管課へ十分確認を行うなど事務執行の方法を改善するとともに、局内で研修を実施して、情報共有を図り、再発防止を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。